大阪開催

各税目で定めている株式移転の際の取扱いを解説する!

『取引相場のない株式の移転と譲渡価額等の判定』

平成29年 **10月18日水**

FP資格更新制度対応 FP 継続教育 単位認定講座

知の宝庫 TAP 実務セミナー

会場 AP大阪淀屋橋
(京阪本線淀屋橋駅中央改札口徒歩約2分)

時間 14:00-17:00(受付開始13:30)

受講料 25,000円(資料代・税込み)

定員60名様限定　各会員割引あり

講師紹介

土橋令税理士事務所
税理士

土橋 令 氏

〈プロフィール〉
国税庁課税部資産評価企画官室企画専門官、企画官補佐として財産評価基本通達の大改正等に従事。その後、税務大学校研究部教授、札幌国税局及び東京国税局課税第一部資産課税課長、国税不服審判所(本部)総括国税審判官、沖縄及び高松国税不服審判所長等を歴任。
平成25年3月に退官し、現在税理士として活躍中。

ごあんない

取引相場のない株式の評価方法は様々ありますが、必ずしも財産評価基本通達等に定める方法によって算出した価額でなければならないわけではありません。しかし、売買実例が少なく、売買されても当事者間の事情下での取引が多いため、その取引価額が客観的交換価値といえるか問題となる場合があります。また、どう客観的交換価値といえるレベルにしていくかも至難の業である場合が多くあります。私のところに相談に来られる税理士さん方は、個人同士、又は個人と法人との取り扱いの規定や定めの適用関係の理解に混乱がみられたり、また、税法上の客観的交換価値としての時価は純資産価額のみであると認識されている場合も多く、質問が堂々巡りとなりがちです。
そこで本セミナーでは、取引相場のない株式の売買価額に関する所得税法、法人税法、相続税法等の基本的な取扱いから実務上問題になりやすい項目まで解説します。

講座内容

1 個人と法人とが譲渡人又は譲受人の場合の課税関係
2 譲渡価額と時価とはどのように関係するか
3 取引相場のない株式の譲渡等に関する裁決例等を解説

セミナー詳細・お申込は、ホームページからでもご利用可能です。 TAP実務セミナー 検索

各会員割引
※1 無　　料：大阪定額制クラブ会員、東京定額制クラブ会員、TAP実務セミナー利用券使用、TAPチケット10使用
※2 20% off：TAP実務家クラブ会員、相続アドバイザー協議会認定会員

FAXでのお申し込みは ≫ FAX：03-3208-6255

10月18日開催
『＜大阪開催＞各税目で定めている株式移転の際の取扱いを解説する！「取引相場のない株式の移転と譲渡価額等の判定」』

受講申込書

ご記入月日	平成　年　月　日		
ふりがな 事務所名 または会社名			
事業所または 会社所在地 ご住所	〒		
ご連絡先	TEL 携帯電話など必ず連絡がつく先をご記入ください。	FAX	
ふりがな 参加者名		E-mail	
業種	□弁護士 □税理士 □公認会計士 □司法書士 □不動産鑑定士 □行政書士 □社会保険労務士 □土地家屋調査士 □中小企業診断士 □FP □金融機関 □証券 □保険 □コンサルティング会社 □不動産業 □住宅・建設 □その他（　　）	認定区分に○印 AFP・CFP® 番号	
□大阪定額制クラブ会員	□左記以外の会員	□一般	□TAP実務セミナー利用券使用〔No.　　〕

● 本書・受講申込書をコピーし、必要事項をご記入の上、FAXにてお申込下さい。「受講申込書」が届きしだい参加者様宛に、折り返し「受付確認書」をFAX致します。

● お申し込み多数の場合は、事前に締め切らせて頂きますので予めご了承ください。

〈会場〉AP 大阪淀屋橋

[所在地] 大阪市中央区北浜3-2-25 京阪淀屋橋ビル3F・4F

[交通アクセス]

地下鉄御堂筋線「淀屋橋駅」北改札より徒歩約3分

地下鉄堺筋線「北浜駅」北改札1A出口より徒歩約5分

京阪本線「淀屋橋駅」中央改札口徒歩約2分

京阪本線「北浜駅」中央改札口徒歩約5分

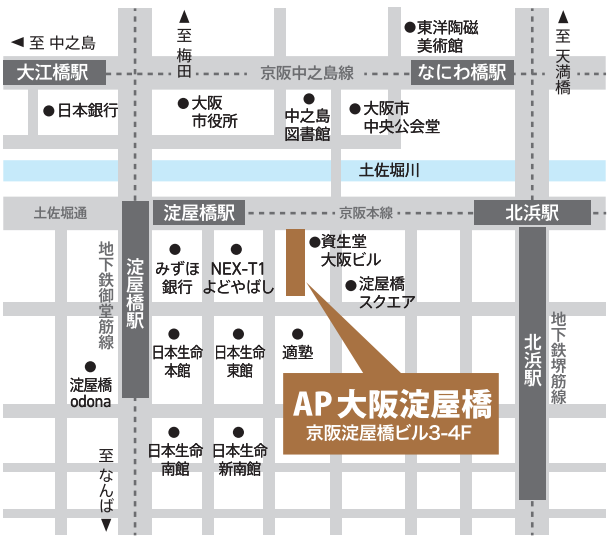

NPO法人　日本ファイナンシャルプランナーズ協会
法人賛助会員・継続教育認定単位研修機関

株式会社 東京アプレイザル

〒169-0075　東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階

TEL.0120-02-8822　FAX.03-3208-6255［担当：藤江・柴田］

https://www.t-ap.jp　seminar@t-ap.jp